

改正後	改正前
《以下「5」は、「簡易型-表2」の後段から、ここに移動する》 5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。 （1）配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。 配置予定技術者の工事成績評定、施工経験、優良工事の受賞及び施工計画の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。 （2）工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑧）については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで に竣工した、□□□□工事とする。 <u>なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。</u> ※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：機械器具設置等）を記入する。 （3）企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑨）については、原則、過去10年間とする。 （4）ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（<u>公</u>財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。 （5）災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。 （6）建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。	

改正後				改正前			
簡易型総合評価落札方式(電気・電気通信・機械器具設置)評価点算定基準				簡易型総合評価落札方式(電気・電気通信・機械器具設置)評価点算定基準			
【企業関係評価項目】		簡易型－表 1		【企業関係評価項目】		簡易型－表 1	
評価項目	配点	評価基準	評価点	評価項目	配点	評価基準	評価点
①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○○工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	3. 5点	80点以上	3. 5点	①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○○工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	3. 5点	80点以上	3. 5点
		65点を超え80点未満	(平均値-65) ×3.5／15点 〔小数点以下第4位四捨五入〕			65点を超え80点未満	(平均値-65) ×3.5／15点 〔小数点以下第4位四捨五入〕
		65点以下	0点			65点以下	0点
②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	3. 0点	5年以内の実績あり	3. 0点	②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	3. 0点	5年以内の実績あり	3. 0点
		5年を超える実績あり	1. 5点			5年を超える実績あり	1. 5点
		実績なし	0点			実績なし	0点
③ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001の認証取得の有無により評価する。	0. 5点	ISO9001、ISO14001の両方取得	0. 5点	③ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001の認証取得の有無により評価する。	0. 5点	ISO9001、ISO14001の両方取得	0. 5点
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0. 3点			ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0. 3点
		なし	0点			なし	0点
④地域内拠点の有無 本店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	0. 7点	県内に本店がある	0. 7点	④地域内拠点の有無 本店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	0. 7点	県内に本店がある	0. 7点
		県内に営業所がある	0. 2点			県内に営業所がある	0. 2点
		なし	0点			なし	0点
⑤災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	0. 3点	認定あり	0. 3点	⑤災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	0. 3点	認定あり	0. 3点
		認定なし	0点			認定なし	0点
⑥県内企業の下請活用 <u>1件100万円以上</u> の県内企業との1次下請負契約の金額が1次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	0. 7点	下請負の80%以上の金額を県内企業が占める場合	0. 7点	⑥県内企業の下請活用 <u>1件100万円以上</u> の県内企業との1次下請負契約の金額が1次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	0. 7点	下請負の80%以上の金額を県内企業が占める場合	0. 7点
		下請負の50%以上80%未満の金額を県内企業が占める場合	0. 4点			下請負の50%以上80%未満の金額を県内企業が占める場合	0. 4点
		上記以外	0点			上記以外	0点

改正後				改正前				
⑦建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	0．3点	活用の申告あり	0．3点	⑦建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	0．3点	活用の申告あり	0．3点	
		活用の申告なし	0点			活用の申告なし	0点	
小　　計	9．0点			小　　計	9．0点			
※⑥において「1次下請負契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。 ※⑥において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。 ※⑥において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。 ※⑥において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80％以上の場合の評価点は0．7点とする。				※⑥において「1次下請負契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。 ※⑥において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。 ※⑥において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。 ※⑥において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80％以上の場合の評価点は0．7点とする。				

改正後

【技術者関係評価項目】

簡易型－表 2

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑧配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を 65 点とみなす。	2． 0 点	80 点以上	2． 0 点
		65 点を超え 80 点未満	<u>（ 最 高 点 -65 ）</u> <u>×2.0／15 点</u> <u>〔小数点以下第 4 位 四捨五入〕</u>
		65 点以下	0 点
⑨配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「４」の要件による。	1． 0 点	5 年以内の実績あり	1． 0 点
		5 年を超える実績あり	0． 5 点
		経験なし	0 点
⑩施工計画の評価 <u>簡易型－表 3</u> の評価項目により評価する。	3． 0 点		<u>評価者の合計点から換算</u> <u>〔小数点以下第 4 位 四捨五入〕</u>
		施工計画評価項目（表 3）の点数の合計が 0 点、評価項目に未記入がある	欠格
小 計	6． 0 点		
合 計	1 5． 0 点		

改正前

【技術者関係評価項目】

簡易型－表 2

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑧配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を 65 点とみなす。	2． 0 点	80 点以上	2． 0 点
		75 点以上 80 点未満	<u>1． 5 点</u>
		70 点以上 75 点未満	<u>1． 0 点</u>
		65 点を超え 70 点未満	<u>0． 5 点</u>
		65 点以下	0 点
⑨配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「４」の要件による。	1． 0 点	5 年以内の実績あり	1． 0 点
		5 年を超える実績あり	0． 5 点
		経験なし	0 点
⑩施工計画の評価 別表の施工計画評価項目により評価する。	3． 0 点	優	<u>3． 0 点</u>
		良	<u>2． 0 点</u>
		可	<u>1． 0 点</u>
		不可	<u>0 点</u>
		施工計画評価項目（表 3）の点数の合計が 0 点、評価項目に未記入がある	欠格
小 計	6． 0 点		
合 計	1 5． 0 点		

4

価格以外の評価項目における評価対象工事は、次の条件に該当する工事とする。

（記載例） ※記入すること。原則、過去 1 0 年間とする。

平成〇〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 3 1 日までに、群馬県内において完成引き渡し

が完了した、〇〇発注の△△事業における□□□設備工事

改正後	改正前
《「5(1)～(6)」は、「3」の後段、「簡易型-表1」の前段に移動する》 ※ ⑩施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が作成するものとする。なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする。	5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。 配置予定技術者の工事成績評定、施工経験、優良工事の受賞及び施工計画の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。 (2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑧）については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までに竣工した、□□□□工事とする。 なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。 ※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：機械器具設置等）を記入する。 (3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑨）については、原則、過去10年間とする。 (4) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。 (5) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。 (6) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。 <u>(7)</u> 施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が作成するものとする。なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする。

改正後

【施工計画評価項目：電気・電気通信・機械器具設置】 簡易型－表 3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	小計
① 施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
②現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
③本工事における設備の引き渡し後の対応	障害発生時等の支援サポート体制について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
④○○○※特別、求めたい内容があれば追加可。	○○○の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
小 計							
合 計							

(削除)

改正前

【施工計画評価項目：電気・電気通信・機械器具設置】 簡易型－表 3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	小計
② 施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
②現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
③本工事における設備の引き渡し後の対応	障害発生時等の支援サポート体制について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
④○○○※特別、求めたい内容があれば追加可。	○○○の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
小 計							
合 計							

評 価	合 計 点 数	
	3 項目の場合（原則）	4 項目の場合
優	2 1 点～2 7 点	2 8 点～3 6 点
良	1 4 点～2 0 点	1 9 点～2 7 点
可	9 点～1 3 点	1 1 点～1 8 点
不可	1 点～ 8 点	1 点～1 0 点
欠格	0 点 評価項目に未記入がある	0 点 評価項目に未記入がある

改正後	改正前											
※ 原則、3項目とする。ただし、特別求めたい内容があれば④を追加、4項目とすることも可とする。 ■「簡易型－表3」における評価者の決定は、以下のとおりとする。 <table><tr><th>評価者</th><th>役 職</th></tr><tr><td>評価者 A</td><td rowspan="4">群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。</td></tr><tr><td>評価者 B</td></tr><tr><td>評価者 C</td></tr><tr><td>予 備 (上記評価者不在の場合)</td></tr></table> ※評価者の人数は3人とする。 ■「簡易型－表3」における評価者の合計点から、施工計画の評価点への換算式は、以下のとおりとする。 <換算式> 施工計画の配点 (小数点以下第4位四捨五入) = 3.0 点 × 評価者の合計点 項目別の最高点* * 項目別の最高点 <table><tr><th>3 項 目 (原 則)</th><th>4 項 目</th></tr><tr><td>2 7 点</td><td>3 6 点</td></tr></table>	評価者	役 職	評価者 A	群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。	評価者 B	評価者 C	予 備 (上記評価者不在の場合)	3 項 目 (原 則)	4 項 目	2 7 点	3 6 点	※原則、3項目とする。ただし、特別求めたい内容があれば④を追加、4項目とすることも可とする。 (新設) (新設)
評価者	役 職											
評価者 A	群馬県総合評価落札方式実施要領第8条に定められた「評価者」を選定する。											
評価者 B												
評価者 C												
予 備 (上記評価者不在の場合)												
3 項 目 (原 則)	4 項 目											
2 7 点	3 6 点											